

薬剤師の再教育及び行政処分の在り方等について

(案)

平成〇〇年〇月〇日

薬剤師の行政処分の在り方等に関する検討会

目 次

はじめに 1

I 薬剤師の行政処分及び再教育研修制度の概要

1. 薬剤師の行政処分の類型	3
2. 行政処分を受けた薬剤師に対する再教育研修	3

II 再教育研修の在り方について

1. 再教育研修の目的	5
2. 再教育研修の内容	5
(1) 行政処分の種類と適用する再教育研修	5
(2) 倫理の保持に関する再教育研修の内容	8
(3) 知識・技能に関する再教育研修の内容	11
3. 再教育研修の対象者とその研修の内容	13
(1) 職業倫理の欠如によって処分を受けた者	14
(2) 知識・技能の欠如によって処分を受けた者	14
4. 再教育研修の提供者	15
(1) 全般的な事項	15
(2) 個別研修における提供者（個別指導者）	15
5. 再教育研修の修了評価	17
(1) 倫理の保持に関する研修	17
(2) 知識・技能に関する研修	18
6. 再教育研修の実施上の留意点	20
(1) 再教育にかかる費用	20
(2) 再教育修了後の薬剤師名簿への登録	20

III 薬剤師の行政処分の在り方について

1. 行政処分の類型とその適用基準について	21
(1) 戒告処分の場合	21
(2) 業務停止処分の場合	21
(3) 免許取消処分の場合	22
(4) 適用基準の明確化に向けた留意点	22

IV その他の事項

1. 行政処分回避のための免許自主返納への対処	23
2. 再免許に係る手続の整備	23
3. 行政処分に関する情報の提供	24
(1) 基本的考え方	24
(2) 薬剤師名簿への登録と情報提供の期間	25
(3) 情報提供のための体制整備	25
4. 国民による薬剤師資格の確認	26
(1) 基本的考え方	26
(2) 確認方法及び留意点など	27
5. 医道審議会における厳格な審議及び運営体制	27
おわりに	29
別紙 薬剤師の行政処分に関する考え方	30

薬剤師の行政処分の在り方等に関する検討会開催状況

薬剤師の行政処分の在り方等に関する検討会構成員

はじめに

薬剤師は、医療法第1条の4の規定において、医療の担い手として位置付けられており、医療の基本理念（医療法第1条の2）に基づき、医療を受ける者に対して、良質かつ適切な医療を行うよう努めなければならないとされている。

また、薬剤師は、薬剤師法第1条の規定により、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する任務を負っている。

（参考）医療法（医療の基本理念）

第1条の2 医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、病院、診療所、介護老人保健施設、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能（以下「医療機能」という。）に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

このように薬剤師は、国民に対して質の高い医療を安心かつ安全に提供するとともに、広く薬事衛生をつかさどる者として、社会に対する責任を負っているが、近年の医療技術の高度化・複雑化や国民の医療の質及び安全に対する関心の高まりなどに伴って、薬剤師の資質のさらなる向上が強く求められている。

このうち、薬剤師の卒前教育については、平成18年4月から薬学の教育年限が4年から6年に延長され、病院及び薬局における実務実習が充実される等、医療の担い手として相応しい質の高い薬剤師の輩出に向けた体制が整

備されてきている。また、卒後研修についても、薬剤師自らが教材を用いて行う自己研修や講義研修、実務研修のほか、がん化学療法などの専門領域に係る研修認定制度や薬学部の学生を病院・薬局に実務実習生を受け入れる指導者養成のための研修認定制度など、薬剤師が生涯に渡って研鑽することが可能な環境整備が進んできている。

一方で、業務停止処分などの行政処分を受けた薬剤師が、業務停止期間を過ぎれば特段の条件なく業務に復帰することができる仕組みでは、国民の信頼や安全・安心を確保することは難しく、また、行政処分のみでは反省や適切な業務の実施が期待できない場合がある等といった問題点があると考えられていた。

このため厚生労働省では、薬剤師のみならず、医師、歯科医師及び看護師における行政処分及び再教育に係る制度改革に取り組むこととし、平成18年第164回国会において、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案」を提出した。同法案は同年6月14日に可決成立し、平成18年6月21日法律第84号として公布されたところである。

これにより、薬剤師の行政処分及び再教育制度については平成20年4月1日に施行されることとなり、施行に向けて、再教育研修の実施方法及び再教育研修の修了手続等の具体化を図る必要があった。

これらを踏まえ、本検討会では、行政処分を受けた薬剤師に対する再教育研修及び行政処分の適用の在り方等について精力的に検討を行ったので、その結果を以下の通り報告する。

I 薬剤師の行政処分及び再教育研修制度の概要

1. 薬剤師の行政処分の類型

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）による改正後の薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下「法」という。）第8条において、厚生労働大臣が、法第5条各号のいずれかに該当し、又は薬剤師として品位を損するような行為があった場合に行うことができる処分は、①戒告、②3年以内の業務の停止、③免許の取消し、となっている。

（参考）薬剤師法第5条

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 一 心身の障害により薬剤師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 二 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 三 罰金以上の刑に処せられた者
- 四 前号に該当する者を除くほか、薬事に関し犯罪又は不正の行為があった者

厚生労働大臣が、行政処分をするに当たっては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならぬこととされている。そのうち、免許取消処分をしようとする場合にあっては、自ら聴聞を行う又は都道府県知事に対して当該処分に係る者に対する意見の聴取を行う等、所定の手順を経る必要がある。また、業務の停止を命じる場合には、当該処分に係る者に対する弁明の聴取を都道府県知事に対して求める等の所定の手順を経ることが求められている。

2. 行政処分を受けた薬剤師に対する再教育研修

厚生労働大臣は、法第8条の2の規定により、戒告又は3年以内の業務の停止の処分を受けた薬剤師、又は免許取消処分を受けた後に再免許を受けようとする者に対して、再教育研修を受けるよう命ずることができる」ととされている。

この再教育研修は、薬剤師としての倫理の保持及び薬剤師として必要な知識・技能に関する研修として規定され、再教育研修の修了者の申請により、厚生労働大臣は再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録することとされている。

また、再教育研修を修了しない場合にあっては、薬事法第7条の規定において、当該薬剤師は薬局の管理者にはなれないこととされ、この規定は同法第27条においても準用されている。

Ⅱ 再教育研修の在り方について

1. 再教育研修の目的

再教育研修は、薬剤師法第8条の2の規定に基づき、行政処分を受けた薬剤師又は再免許を受けようとする者に対して行われるものであり、その内容としては、薬剤師としての倫理の保持に関する研修及び薬剤師として必要な知識・技能に関する研修に大別される。

行政処分を課すことにより被処分者である薬剤師に対して、その原因となった行為に関する反省を促し、あらためて資格者としての社会的責任を求めることにより、被処分者に対する再教育研修は、国民への安心・安全な医療の提供等、薬剤師が果たすべき任務の適正な実行に導くことを目的としている。

また、被処分者にとっては、薬剤師としての倫理及び知識・技能について、自らを見つめ直す機会として捉えることができ、再教育の修了をもって、薬剤師としての社会的責任を果たすことができる水準まで自らが到達したことを示すものとなる。

さらに、国民からみれば、再教育の実施とその修了により、被処分者が薬剤師として必要な職業倫理及び知識・技能を備えていること、又は修得したことを見認する手段でもある。

2. 再教育研修の内容

再教育研修の内容は、法第8条の2第1項の規定に基づき、

- ・ 薬剤師としての倫理の保持
 - ・ 薬剤師として必要な知識及び技能
- に関する研修として定められている。

(1) 行政処分の種類と適用する再教育研修

一般に、再教育研修の内容は、再教育を受講することとなった原因である行政処分の内容やその理由によって異なるものと考えられる。

改正薬剤師法では3つの行政処分の類型が設定されており、順に、「戒告」、「3年以内の業務の停止」、「免許の取消し」となっているが、行政処分の内容については、処分の原因となる行為の程度に依存するものである。

そのため、それぞれの類型に対応した再教育については、行政処分の内容の軽重を勘案してプログラムが構成される必要がある。

このうち「3年以内の業務の停止」については、業務停止の期間が1年以内の場合とそれ以上の場合とを比較すると、後者の場合には1年以上実務から遠ざかることとなるため、業務再開後の現場において問題が生じないよう、直接の処分内容にかかわらず、知識・技能に関する再教育研修が必要と考えられる。

そのため、3年以内の業務停止処分の場合にあっては、適用する再教育研修の内容を二分し、業務停止期間が1年未満の場合と1年以上の場合とに分けることが適当である。

したがって、再教育研修については、以下の4つの行政処分ごとに適用することが適当である。

- ア 戒告
- イ 1年未満の業務停止
- ウ 1年以上3年以内の業務停止
- エ 免許取消し

また、行政処分に至った理由（要因）については、行政処分の違いにかかわらず、「職業倫理の欠如」と「知識・技能の欠如」があり、それぞれに該当する行為としては、以下のようなものが考えられる。

- ・ 「職業倫理の欠如」は、倫理の欠如により、薬剤師に限らず一般に犯し得る行為に至った場合、及び薬剤師としての資格を利用する等によって何らかの罪となる行為を犯した場合が該当する。

- 「知識・技能の欠如」は、薬剤師としての任務を果たすために有するべき知識及び技能が欠けていたために業務上発生した事故や過失・過誤などにつながった場合が該当する。

職業倫理の欠如による行政処分を受けた場合にあっては、倫理の保持に関する研修を求め、知識・技能の欠如による行政処分の場合にあっては、知識・技能に関する研修を求めることが基本とするが、後者の場合にはそれに加えて倫理の保持に関する研修を求めることが適当である。また、前述の通り、1年以上の業務停止等の場合にあっては、直接の処分内容にかかわらず長期間実務から遠ざかるため、知識・技能に関する研修を求めることが適当である。

以上により、行政処分の種類と適用する再教育研修を整理すると、以下のとおりとなる。

ア 戒告

- ・ 職業倫理の欠如による場合 : 倫理の保持に関する研修
- ・ 知識・技能の欠如による場合 : 知識・技能に関する研修
倫理の保持に関する研修

イ 1年未満の業務停止

- ・ 職業倫理の欠如による場合 : 倫理の保持に関する研修
- ・ 知識・技能の欠如による場合 : 知識・技能に関する研修
倫理の保持に関する研修

ウ 1年以上3年以内の業務停止

- ・ 職業倫理の欠如による場合 : 知識・技能に関する研修
倫理の保持に関する研修
- ・ 知識・技能の欠如による場合 : 知識・技能に関する研修
倫理の保持に関する研修

エ 免許取消し

- ・ 職業倫理の欠如による場合 : 知識・技能に関する研修
倫理の保持に関する研修
- ・ 知識・技能の欠如による場合 : 知識・技能に関する研修
倫理の保持に関する研修

(2) 倫理の保持に関する再教育研修の内容

薬剤師としての倫理の保持に関する研修については、①集合研修、②課題研修を中心とする。

また、1年以上3年以内の業務停止や免許取消しの行政処分を受けた者に対しては、知識・技能に関する研修とあわせて、特定の指導者（個別指導者）の下で、③個別研修を適用することが適当である。

なお、必要に応じて、社会奉仕活動、心身の鍛錬、読書、執筆等を実施することにより、自省と自己洞察を行うことが望ましく、また、必要に応じて、医師の再教育研修等との連携により、他職種間の交流を図ることも効果的である。

①集合研修

集合研修は、被処分者が教育的講座を受講する形態のものであり、そのプログラムは行政処分の要因となった直接的な行為のみならず、他の要因による再発を防止する観点から、倫理の保持に関する研修として想定しうる内容を包括的に網羅したものとすることが適当である。

具体的には、法令遵守、職業倫理、薬剤師としての理念、患者の立場からみて相応しい行動・接遇などが挙げられる。

倫理の保持に関する集合研修は、戒告処分を受けた者から免許取消し処分を受けた後に再免許を受けようとする者まで、全ての被処分者に対して適用することが望ましい。

②課題研修

被処分者に対して倫理の保持に関する研修を命ずるにあたっては、処分の軽重によっては、集合研修を通じた教育的講座のみでは再教育の効

果が十分ではない場合が考えられる。

被処分者がより重い行政処分を受けた場合にあっては、集合研修に加えて、少人数で特定の課題に対する洞察を深めることを目的として、スマート・グループ・ディスカッション（SGD）形式の課題研修を行うことが適当である。

課題研修のプログラムについては、法令遵守をはじめとする集合研修の内容のほか、行政処分を受けた事例の提示や、患者団体・医療事故の被害者等からの経験談などで構成することが効果的である。

SGD 形式の課題研修を行うにあたっては、SGD を先導する立場の者（チーフター）を配置する必要があり、課題研修の進行スケジュールを含めたプログラム全体に関与させることが適当である。

また、今後の行政処分件数の動向も踏まえつつ、受講者数の状況などに応じて、被処分者以外の者の参加を募るほか、本再教育研修と同じ SGD 形式を採用している他の研修プログラムとの連携を図るなど、適切な対応をとる必要がある。

さらに、SGD 形式の課題研修は、被処分者同士がグループを形成することにより実効性が高まるところから、被処分者が一定数以上参加することが適当であるが、必ずしも行政処分に至った理由等が同一の被処分者ばかりでグループを構成することは限らないため、実施にあたっては、SGD に参加する被処分者に共通する課題選択に努めることが望ましい。

③個別研修

倫理の保持に関する研修が個別研修として行われる場合は、処分の理由にかかわらず、1 年以上 3 年以内の業務停止処分を受けた場合及び免許取消し処分を受けた後に再免許を受けようとする場合であることから、処分によって長期にわたり業務から遠ざかっていることも念頭に、特定の指導者（個別指導者）の下で、個別研修を適用することが適当である。

個別研修を行う場合にあっては、倫理の保持に関する研修のほか、知識・技能に関する研修も命じられるため、あらかじめ知識・技能に関する研修と連動したかたちでプログラムが構築されることが望ましい。

個別研修のプログラムについては、法令遵守をはじめとする集合研修の内容のほか、課題研修として行われる行政処分を受けた事例の提示や患者団体・医療事故の被害者等からの経験談など、行政処分に至った理由等に基づいて適切に策定されることが適当である。

④研修期間

倫理の保持に関する研修の期間については、医師等に対する場合も念頭に置きつつ、概ね次のとおりとすることが適当である。

- ・ 集合研修： 1日相当
- ・ 課題研修： 1日相当
- ・ 個別研修： 30日（知識・技能に関する研修を含む。）

なお、制度施行後においては、再教育研修の実施状況を把握し、再教育研修の実効性などを継続的に検証することにより、適宜、研修プログラムの内容の見直しとともに、研修期間についてもより適切なものとしていく必要がある。

⑤研修プログラムの策定

倫理の保持に関する研修の具体的なプログラムの策定については、再教育研修の実施主体である国において行われるが、その際、集合研修及び課題研修はそれぞれ1日相当で実効が上がる内容とする必要があり、個別研修についても個別指導者との連携の下、効果的な内容である必要がある。

したがって、研修プログラムについては、これまで薬剤師に対する各種研修プログラムを実施してきた関係団体や法人などの助言・協力を受けながら策定することが適当である。また、医師等における研修プログラムの活用を図ることも可能であると考えられるため、活用を図ることが望ましい。

なお、研修期間と同様に、研修プログラムについても、制度施行後において、再教育研修の実施状況を把握し、再教育研修の実効性などを継続的に検証することにより、適宜、プログラムをより適切なものとしていく必要がある。

(3) 知識・技能に関する再教育研修の内容

薬剤師として必要な知識・技能に関する研修については、①集合研修として、教育的講座を受講することにより知識等の修得に努めるとともに、②個別研修として、実践的な知識・技能を演習又は実務実習を通じて修得することが適当である。

知識及び技能に関する研修については、

- ・ 被処分者の知識や技能の欠如に起因する特定の行為に対して行政処分が行われている場合と、
- ・ 行政処分の理由にかかわらず、「1年以上3年以内の業務停止」又は「免許取消し」の行政処分によって、長期間実務から遠ざかっている場合

に適用されると考えられる。

①集合研修

知識・技能に関する集合研修は、倫理の保持に関する研修と同様、被処分者が教育的講座を受講する形態のものであり、被処分者による特定の行為が要因となり、医療事故につながった場合を想定すれば、そのプログラムは、医療事故の防止対策や医療の安全管理に関する内容が適当である。

また、行政処分により、長期間実務から遠ざかっている場合等における集合研修にあっては、行政処分の要因となった直接的な行為のみならず、業務停止処分後の業務の再開に向けて必要となる内容を包括的に網羅したものとすることが適当である。

研修プログラムについては、通常、薬剤師が生涯研修の一環として受講している一般業務や専門領域における業務に係るプログラムなどを活用することが可能と考えられる。

②個別研修

知識・技能に関する個別研修は、倫理の保持に関する研修と同様、特定の指導者（個別指導者）の下で、実務実習又は演習を通じて、知識・技術を修得する形態のものである。

個別研修のプログラムについては、個別研修が自らの知識・技能の欠如を要因とする行政処分を受けた場合のほか、職業倫理の欠如によって行政処分を受けた結果として、長期間実務から遠ざかっている場合にも適用されるものであることから、行政処分に至った理由等に関する実務のほか、薬剤師が行う実務全般に及ぶ内容で構成されていることが適当である。

また、知識・技能に関する個別研修は、倫理の保持に関する研修と連動したかたちで行われるため、あらかじめ両方のプログラムから構成されている必要がある。

③研修期間

知識・技能に関する研修の期間については、倫理の保持に関する研修の場合や、薬系大学及び各卒後研修機関などで行われている実務研修の実施状況などを念頭に置きつつ、概ね次のとおりとすることが適当である。

- ・ 集合研修： 1日相当
- ・ 個別研修： 20日（1年未満の業務停止の場合）
30日（倫理の保持に関する研修を含む。）

なお、制度施行後においては、再教育研修の実施状況を把握し、再教育研修の実効性などを継続的に検証することにより、適宜、研修プログラムの内容の見直しとともに、研修期間についてもより適切なものとし

ていく必要がある。

④研修プログラムの策定

知識・技能に関する研修の具体的なプログラムの策定については、再教育研修の実施主体である国において行われるが、その際、集合研修は1日相当で実効が上がる内容とする必要があり、また、個別研修についても個別指導者との連携の下、効果的な内容である必要がある。

したがって、研修プログラムについては、これまで薬剤師に対する実務実習プログラムを実施してきた関係団体や法人のほか、薬学教育において薬学生を対象に演習を実施してきた学校法人などの助言・協力を受けながら、策定することが適当である。

なお、研修期間と同様に、研修プログラムについても、制度施行後において、再教育研修の実施状況を把握し、再教育研修の実効性などを継続的に検証することにより、適宜、プログラムをより適切なものとしていく必要がある。

3. 再教育研修の対象者とその研修の内容

行政処分を受けた薬剤師に対する再教育研修は、行政処分終了後にあらためて薬剤師免許を有する資格者として業務に従事することを前提に行われるものである。

したがって、再教育研修は、行政処分の類型にそって厳格に適用され、再教育研修を修了し、所定の手続きを終えた時点においては、行政処分の要因となった直接的な行為のみならず、薬剤師としての相応しさを取り戻すことを可能とする内容である必要がある。

今回の検討においては、倫理の保持に関する研修及び知識・技能に関する研修について、集合研修、課題研修及び個別研修の3つの形態を示したが、これらをそれぞれ行政処分の類型にそって、①職業倫理の欠如によって処分を受けた者と、②知識・技能の欠如によって処分を受けた者とに対して、以下のとおり課すことが適当である。

(1) 職業倫理の欠如によって処分を受けた者

① 戒告	集合研修（倫理）	1日相当
② 1年未満の業務停止	集合研修（倫理）	1日相当
	課題研修（倫理）	1日相当
③ 1年以上3年以内の業務停止	集合研修（倫理）	1日相当
	集合研修（技能）	1日相当
	個別研修（倫理・技能）	30日
④ 免許取消し（再免許申請時）	③と同じ	

(2) 知識・技能の欠如によって処分を受けた者

① 戒告	集合研修（倫理）	1日相当
	集合研修（技能）	1日相当
② 1年未満の業務停止	集合研修（倫理）	1日相当
	集合研修（技能）	1日相当
	個別研修（技能）	20日
③ 1年以上3年以内の業務停止	集合研修（倫理）	1日相当
	集合研修（技能）	1日相当
	個別研修（倫理・技能）	30日
④ 免許取消し（再免許申請時）	③と同じ	

4. 再教育研修の提供者

(1) 全般的な事項

再教育研修は、国が主体となって選定した提供者によって行われるが、その対象としては、倫理の保持に関する研修の場合は、医師に対する場合などと同様、医療関係団体に限定することなく、社会奉仕団体、公益団体、学校法人等の組織・個人が想定され、知識・技能に関する研修の場合は、これまで卒後研修を実施する実績をもつ施設、公益法人、学校法人等が想定される。

また、個別研修における被処分者に対する直接的な指導等については、個別指導者が行うことが適当であり、そのうち、知識・技能に関する個別研修については、専門的知識や技能のみならず、指導者として相応しい指導方法と評価方法を習得している薬剤師が個別指導者としてあたることが適当である。

(2) 個別研修における提供者（個別指導者）

① 個別指導者に関する考え方

倫理の保持に関する研修のうち、1年以上3年以内の業務停止処分を受けた者などに対して、個別研修を行う場合、被処分者を指導・監督する個別指導者の配置が必要であり、薬剤師をはじめとする医療に関わる者であることが望ましい。

知識・技能に関する研修においても、個別研修を行う場合にあっては、個別指導者が必要であり、原則、薬剤師としての専門的知識や技術のみならず、指導者として相応しい指導方法と評価方法を修得している薬剤師であることが望ましい。

また、個別指導者の包括的な指導・監督の下、実習又は演習を行う場合、個別指導者とは別に、実習又は演習を行う施設において被処分者を

直接的に指導する立場として、薬学生の実務実習を指導する認定実務実習指導薬剤師を配置することが望ましい。

さらに、特定領域に係る研修を行う場合にあっては、当該領域において専門的知識・技能を有する専門薬剤師の活用も可能と考える。

②個別指導者の要件

個別指導者については、被処分者に命じられた再教育研修を担う者であることから、公正かつ適正な資質を有することが、被処分者に対する再教育研修の効果を最大限のものとするばかりでなく、再教育研修の質を確保する観点からも重要である。

したがって、個別指導者の要件については、以下のとおりとすることが適当である。

- ア 薬剤師免許取得後5年以上経過している者
- イ 薬剤師の生涯研修の一環として行われる実務研修又は薬学生を対象とした実務実習のいずれかにおいて、指導者として継続的に経験を有する者

③個別指導者の養成

個別指導者の養成にあたっては、倫理の保持に関する研修及び知識・技能に関する研修それぞれについて、標準的な養成カリキュラム又は基本方針等が策定されることが望ましい。

養成カリキュラムを修了した者のほか、倫理の保持に関する研修に係る個別指導者として、医師等における再教育研修を行う助言指導者を活用することが可能と考えられる。

また、知識・技能に関する研修については、十分な実務経験と指導実績を有する薬剤師及びこれらと同等以上の知識・技能を有する者が個別指導者になり得るものと考える。

5. 再教育研修の修了評価

行政処分を受けた薬剤師に対する再教育研修については、「集合研修」、「課題研修」、「個別研修」の3種類がある。

「集合研修」及び「課題研修」の修了評価にあたっては、各種研修プログラムを受講後に研修リポートを作成し、国又は再教育の提供者に提出することが必要であり、「個別研修」の場合には、個別研修を修了した時点で「修了報告書」を作成し、国又は再教育の提供者に提出することが必要である。なお、「個別研修」においては、被処分者の指導を行う個別指導者に対して、「修了報告書」において、修了評価及び署名を求めることが適当である。

再教育研修に関する制度の施行にあたり、後述のとおり、再教育研修が修了するまでの間、行政処分に関する情報が対外的に提供されることから、国においては、再教育研修の修了に関する情報を速やかに薬剤師名簿に登録するとともに、再教育研修修了登録証の交付など、所要の手続きを適切に定め、実行することが求められる。

再教育研修を行った結果、被処分者に対して再教育を行う目的を達成したか否かを客観的に確認する必要があるため、同じ医療系国家資格である医師等において検討された評価基準を参考に、薬剤師に関する修了評価の考え方を整理することが適当である。

(1) 倫理の保持に関する研修

(一般的な事項)

- ・ 薬剤師に求められている職業倫理について、基本的な理解がある。
- ・ 医療現場において患者が置かれている立場について、基本的な理解がある。
- ・ 医療を支えている法制度や診療報酬・調剤報酬制度について、基本的な理解がある。

(行政処分を受けた理由に直接関わる事項)

- ・ 行政処分を受けるに至った理由に対し、直接的に向き合い、反省し、再び同様の問題を起こさない決意が確認できる。
- ・ 行政処分を受けるに至った理由の背景として存在する、自分自身の内的要因を洞察し、改善を図る取り組みができる。
- ・ 行政処分を受けるに至った理由の背景として、自身の責に依らない外的要因がある場合には、そうした要因の改善に向けての働きかけができる。
- ・ 行政処分を受けるに至った理由に、直接的な被害者が存在する場合には、被害者の心情に思いを致し、被害者が望む場合には被害者に自分の気持ちを伝えることができる。

(2) 知識・技能に関する研修

(被処分者の知識や技能の欠如に起因する特定の行為を要因とする行政処分の場合)

- ・ 行政処分を受けるに至った特定の行為及びその領域における被処分者の知識・技能について、問題がないことが確認できる。
- ・ 仮に、当該領域における知識・技能に問題があると考えられる場合は、被処分者が自分自身の知識・技能において欠如している部分を客観的に認識し、こうした認識に基づいて追加的研鑽などを積むとともに、自らの職業倫理に従って、業務再開後の再就職先を自ら選択できる。

(長期間実務から遠ざかっている場合)

- ・ 自らの置かれた状況に基づき、再開後の業務内容を適切に選択できる。
- ・ 被処分者の知識・技能が、業務再開後の現場において問題がないこ

とが確認できる。

- ・ 仮に、知識・技能に問題があると考えられた場合には、被処分者が自分自身の知識・技能において欠落している部分を客観的に認識し、こうした認識に基づいて適切な研鑽を積むとともに、自らの職業倫理に従って、自らが実施可能な業務の範囲を適切に選択できる。

6. 再教育研修の実施上の留意点

(1) 再教育研修に係る費用

再教育研修については、被処分者自らの職業倫理の欠如または知識・技能の欠如などを要因として行政処分の対象となり、その結果として実施を命じられているものである。また、再教育研修の受講および修了は、自らの復帰に必要な過程である。

したがって、再教育研修に係る費用については、再教育研修を受ける者が負担することが適当である。

(2) 再教育研修修了後の薬剤師名簿への登録手続

被処分者は、再教育研修を修了した旨を薬剤師名簿に登録しようとするときは、国へ登録申請を行う必要がある。

登録申請の際に必要となる文書等、薬剤師名簿への登録に関する手続の詳細については、今後、国において整備する必要がある。

III 薬剤師の行政処分の在り方について

1. 行政処分の類型とその適用基準について

(1) 戒告処分の場合

再教育制度が、免許取消し又は業務停止の行政処分を受けた薬剤師に対して、それぞれ再免許の交付又は業務の再開に先だって再教育研修を課すことが適当であると考えることを前提に導入されていることを踏まえれば、戒告処分の対象となる事例の範囲については、以下の場合が含まれるものと考えられる。

- ・ 行政指導としてこれまで戒告を行っていた事例のうち、再教育を課すことにより、被処分者の反省を促すことが適切と考えられるもの
- ・ 従来、業務停止を課していた事例と同様の事例であって、被処分者の反省を促すことに主眼をおいた場合、業務停止を課すまでもなく、戒告処分として再教育研修を課すことが適切と考えられるもの

行政処分の原因となる薬剤師の行為そのものの類型と、当該行為の程度については、個別事案ごとに総合的に評価されるものであり、一概に基準として定量化することは容易ではないと考えられるため、今後、戒告処分を適用する基準の策定にあたっては、薬剤師に限らず一般に犯し得る行為と薬剤師資格を有することに関連が深い行為とに分けて考える必要がある。

(2) 業務停止処分の場合

業務停止処分については、原則、これまで行ってきた処分事案との整合性に留意しつつ適用することが適当である。

今回の薬剤師法改正において、業務停止は「3年以内」と明記されており、制度上、3年を超える業務停止処分を科すことは想定されていない。

3年を超える長期におよぶ業務停止については、長期間実務から遠ざかることとなり、業務停止期間終了後の業務再開にあたって、技術的な支障となる可能性が大きく、行政処分による反省等を促す目的に反して、薬剤師の業務の質と患者等における安全確保の観点から適切ではないと考えられることから、今後、これまで3年を超える業務停止に相当するとされた事案については、免許取消処分となるものと考える。

(3) 免許取消処分の場合

免許取消処分については、原則、これまで行ってきた処分事案との整合性に留意しつつ適用することが適当であるが、それに加えて、これまで3年を超える業務停止処分が必要と判断される程度の事案に対しても、今後は適用されることとなる。

(4) 適用基準の明確化に向けた留意点

行政処分の類型ごとに適用基準の明確化に向けた具体的な検討にあたっては、これまでの行政処分事例をもとに、処分の原因となった行為の類型及び当該行為の程度などについて研究することも一案と考える。

また、今後の行政処分については、薬剤師法の規定に基づき、医道審議会の意見を聴いた上で行うこととされており、その適正な運営等を図る観点から、審議にあたっては、行政処分に関する考え方を整理する必要がある。平成14年に医道審議会において、医師及び歯科医師の行政処分に関する考え方がとりまとめられているため、これを参考として別紙のとおり、「薬剤師の行政処分に関する考え方」を整理した。

IV その他の事項

1. 行政処分回避のための免許自主返納への対処

行政処分の可能性があると判断した薬剤師が、行政処分を科せられるか否かが決定するまでの間に、免許を自主的に返上した場合、当該者は薬剤師免許を有さない者となるため、薬剤師法に基づく行政処分が回避されることになる。

本来、行政処分は、当該薬剤師自らが犯した行為が、薬剤師法の規定に照らし行政処分の対象となったことについて反省を求めるものであることから、当該者が行政処分を受けない状況は好ましくないものと考える。

行政処分を回避する目的で免許を自主返納した場合に、これまでの制度では、行政処分が実施されないだけでなく、再免許の交付を防止する規定も存在しなかったが、今回の法改正により、被処分者に対する再教育制度が導入されていることから、本問題が解消されるよう、再教育制度及びその手続等について適切な運用が図られる必要がある。

具体的には、医師等と同様に、行政処分に係る手續が開始された時点で、免許の自主的な返納を認めないこととし、当該手續が完了するまでの間、薬剤師名簿の登録を抹消しないことが適当である。

2. 再免許に係る手續の整備

再免許については、法第8条第1項又は第2項に基づき免許が取り消された者が、その取消しの理由となった事項に該当しなくなったとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適当であると認められるに至ったときに、免許を与えることができる旨、法第8条第4項において規定されている。

これまで、免許取消し処分を受けた後、再免許の申請及び付与を行うことができる期間が明確ではなかったが、今回の法改正により、免許を取り消された者にあっては、その取消しの日から起算して5年を経過しない間は再免許が付与されないこととされている。

改正薬剤師法では、再免許に係る付与について医道審議会の意見を聽かなければならぬこととされていることから、平成20年4月の施行に向けて、再免許の付与に関する手続を示す必要がある。

3. 行政処分に関する情報の提供

(1) 基本的考え方

平成18年の医療制度改革において、患者本位の医療の実現に向けた措置が数多く導入され、患者・国民が安心・安全な医療を受けるために必要な体制整備を図ることとされている。

この趣旨に沿えば、行政処分に関する情報を国民に提供し、再教育の受講の有無を含めて、国民が直接的に確認することが適当であるが、行政処分に関する情報が薬剤師にとっての個人情報であることから、情報提供の是非の判断は、提供することにより保護される利益と提供しないことにより保護される利益との比較衡量によることが適当である。

行政処分に関する情報の提供は、行政処分を受けた薬剤師がたとえ再教育研修を受けたとしても、行政処分を受けたことにより患者・国民から忌避されるおそれはあるが、行政処分に関する情報を国民が確認することにより、少なくとも再教育研修が修了するまでの間、被処分者である薬剤師から医療の提供等を受けることを回避できることから、必要な措置であると考える。

(2) 薬剤師名簿への登録と情報提供の期間

これまで法第6条の規定に基づき、薬剤師名簿に、登録番号、登録年月日、本籍地都道府県名等のほか、免許取消し又は業務の停止の処分に関する事項が登録されているが、今回の法改正により、法第8条第1項及び第2項の規定による処分に関する事項として、「戒告」、「3年以内の業務の停止」と「免許の取消し」が明確に規定された。

また、今回の法改正において、被処分者に対する再教育研修が義務付けられたことから、行政処分に関する情報は、再教育研修の修了時期等と連動させることにより、処分類型ごとに一定期間提供される。

具体的に、行政処分に関する情報を提供する期間については、

- ・ 「戒告」の場合には、再教育を修了した時点まで
- ・ 「業務停止」の場合には、再教育修了時又は業務停止期間終了時どちらか遅い時点まで
- ・ 「免許取消し」の場合には、処分終了時、すなわち処分日から5年を超えた期間であって、再教育を受講し、かつ免許の再交付を受けた時点まで

とすることが適当である。

なお、薬剤師の行政処分に関する情報については、従来から、処分を行った時点で、被処分者である薬剤師の氏名、年齢、所在地（都道府県名及び市群名）、処分内容及び処分の理由を公表しているところであり、今後も継続されることが適当である。

(3) 情報提供のための体制整備

薬剤師の行政処分に関する情報を提供する体制については、平成20年4月の運用開始に向けて、国において整備することとなる。

提供体制の整備及びその運用にあたっては、閲覧者にとって、使いやすく、かつ分かりやすいものとすることが望ましいが、知り得た情報の取り

扱いとしては、行政処分は被処分者に対して自らの行為に反省を促すためのものであり、処分期間の終了及び再教育研修の修了をもって、本来の社会的責任が付与されている薬剤師であることに留意する必要がある。

また、国においては、再教育研修が修了し、その確認が行われた時点で速やかに当該薬剤師に係る行政処分に関する情報の提供を停止する等、適正な対処が求められる。

4. 国民による薬剤師資格の確認

(1) 基本的考え方

薬剤師としての資格を有する者であることを国民が確認するにあたり、これまでには、照会者から「氏名」、「生年月日」、「登録番号」の情報の提供があった場合に、薬剤師名簿への登録の有無について回答している。

薬局に勤務する薬剤師については、今回の医療制度の改正において、薬事法を改正し、薬局機能に関する情報の公表制度を導入しており、薬局の管理者については、その氏名が公表されることとなっている。

患者本位の医療の実現を図る観点に立てば、薬局の管理者のみならず薬剤師の資格者全てを確認できる環境を整備する必要がある。

その際、行政処分に関する情報と同様、薬剤師資格に関する情報の提供にあたっては、当該情報を提供することにより保護される利益と、提供しないことにより保護される利益との比較衡量により判断されるものと考える。

有資格者であるか否かの確認は、薬剤師ではない無資格者から違法に医療の提供等を受けることを回避できることから、情報の提供は必要な措置であると考える。

(2) 確認方法及び留意点など

薬剤師資格を有することを確認するためには、通常、薬剤師名簿に記載されている情報のうち、「氏名」、「性別」、「登録年月日」が必要と考えられる。

また、「性別」及び「登録年月日」については、その代わりに「本籍地都道府県名（又は国籍）」及び「薬剤師国家試験合格年月」によって、確認できる場合にあっては、これも認めることが適當である。

（参考）薬剤師名簿に登録される事項（法第5条、令第2条、規則第2条）

- ・ 登録番号及び登録年月日
- ・ 本籍地都道府県名（又は国籍）、氏名、生年月日及び性別
- ・ 薬剤師国家試験合格の年月
- ・ 免許の取消し、業務の停止又は戒告の処分に関する事項
- ・ その他厚生労働大臣の定める事項

なお、薬剤師名簿における「登録番号」については、資格者であることを確認しようとする者にとって知ることが困難な場合があり、また、「登録番号」を「氏名」と同時に知ることによって、無資格者が資格者としてなりますことが可能となるため、確認方法として「登録番号」を用いることは適切ではないと考えられる。

5. 医道審議会における厳格な審議・運営体制

法第8条第5項の規定により、厚生労働大臣は、行政処分をするに当たっては、あらかじめ医道審議会の意見を聴かなければならぬこととされている。

また、同条第14項及び第16項の規定により、行政処分の決定過程において行われる処分に係る者に対する弁明の機会付与について、厚生労働大臣によるそれに代えて、医道審議会の委員に弁明の聴取を行わせることができ、委員が弁明の聴取を行った場合に、委員は聴取書を作り、保存す

るとともに、処分の決定についての意見を記載した報告書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならないこととされている。

薬剤師に対する行政処分については、公正かつ公平に処分結果が決定されるべきであるが、それとともに、処分決定に至るまでの審議の過程についても公正かつ公平である必要がある。

また、薬剤師に対する行政処分に起因する行為については、薬剤師に対する信用を失墜させるものであり、国家資格者としてあるまじき行為であることから、処分に係る者のみならず、全ての薬剤師が当該処分について社会に対する責任を担っているという認識が重要である。

そのためには、薬剤師の行政処分に関する決定及びその審議の過程において、薬剤師がもつべき理念、職業倫理、関係法令等を熟知し、かつ薬剤師が果たすべき行動や薬剤師が国民から期待されることを認識した薬剤師自らが中心となって、厚生労働大臣に対して意見を述べる必要があり、国はその実行のために必要な体制の整備を図る必要がある。

おわりに

本検討会では、薬剤師法の規定に基づき、新たに平成20年4月1日から施行される薬剤師の行政処分及び再教育制度に関する具体的な内容の検討を行ってきたが、その背景として、医療における国民の信頼を一層高めていくとともに、医療の担い手としての薬剤師の資質向上を図ることが目的としてあることが重要である。

今回の検討における直接的な目標は、行政処分の類型にあわせて、その要因となった「職業倫理の欠如」又は「知識・技能の欠如」に対して、被処分者となった薬剤師の業務遂行に関する質と信頼の確保を図る観点から、必要な再教育研修を命ずるための制度を構築することであり、検討の結果、倫理の保持に関する研修及び知識・技能に関する研修それぞれの研修形態を提示し、行政処分の軽重に照らして適用していくための考え方および実際の運用方法を明らかにすることができた。

しかしながら、行政処分の類型化と再教育制度の導入によって薬剤師の資質の向上を図るのではなく、本来、薬剤師一人一人が行政処分の対象とならないよう努めることが薬剤師として最も社会から求められていることに疑いを挟む余地はない。

したがって、今回の制度改正を通じて、薬剤師が国民からより一層信頼されるために、行政処分の対象となるような行為をとった者に対して厳正に対処することは当然のことであり、本報告書に基づき、今後、政省令等の公布をはじめ必要な施策の速やかな実現に向けた取組を厚生労働省に期待するところであるが、合わせて、わが国の薬剤師全員が今回の制度改正の機会を通じて、各々が自己研鑽に努めるとともに、世代を超えて良質な医療を提供できる薬剤師を輩出すべく、実務実習をはじめとする薬学教育の充実に向けて一層の取組が進められることを期待して本報告書の結びとする。

薬剤師の行政処分に関する考え方

1. 基本的考え方

薬剤師の行政処分については、公正、公平に行われなければならないことから、処分対象となるに至った行為の事実、経緯、過ちの軽重等を正確に判断する必要がある。そのため、処分内容の決定にあたっては、司法における刑事処分の量刑や刑の執行が猶予されたか否かといった判決内容を参考にすることを基本とし、その上で、薬剤師に求められる倫理に反する行為と判断される場合は、これを考慮して厳しく判断することとする。

薬剤師に求められる職業倫理に反する行為については、基本的には、以下のように考えられる。

- (1) 薬剤師が、業務を行うに当たって当然に負うべき義務を果たしていないことに起因する行為については、国民の薬剤師に対する信用を失墜させるものであり、厳正な対処が求められる。その義務には、処方せん応需義務、処方せんに基づく適正な調剤、必要な医師等への疑義照会、薬剤交付時の情報提供、薬剤服用歴への真実の記載などといった病院・薬局における実務のほか、製造販売業における医薬品の品質管理業務や市販後の安全管理業務、医薬品製造業における製造管理業務、医薬品販売業等における管理業務など、薬剤師の職業倫理として遵守することが当然に求められている義務を含むものである。
- (2) 薬剤師が、その業務を行う機会を利用したり、薬剤師としての身分を利用して行った行為についても、同様の考え方から処分の対象となる。
- (3) また、薬剤師は、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する資格であり、国民の生命・健康を預かる立場にあることから、業務以外の場面においても、他人の生命・健康を軽んずる行為をした場合には、厳正な処分の対象となる。
- (4) さらに、薬剤師は、実際の業務を通じて、自己の利潤を不正かつ不当に追求する行為をなした場合については、厳正な処分の対象となるものである。
また、薬剤師によって不当な経済的利益を求めて不正行為が行われたときには、業務との直接の関係を有しない場合であっても、当然に処分の対象となるものである。

2. 事案別考え方

(1) 薬剤師法違反

(無資格調剤、処方せん応需義務違反など)

薬剤師が行う、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどる行為については、医療をはじめとして公衆衛生の向上及び増進など、国民の健康な生活の確保に直結する極めて重要なものであることから、薬剤師法において、薬剤師の資格・業務を定め、原則、薬剤師以外の者が調剤や医薬品の供給などを行うことを禁止し、その罰則規定は、国民の健康な生活に及ぼす危険性の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するものであるが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師自らが薬剤師法に違反する行為は、その責務を怠った犯罪であることから、重い処分とする。

(2) 医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法等その他の身分法違反

(無資格医業、無資格者の関係業務の共犯等)

医師や歯科医師が行う医業は、国民の健康に直結する極めて重要なものであることから、医師法、歯科医師法において、医師、歯科医師の資格・業務を定め、医師、歯科医師以外の者が医業、歯科医業を行うことを禁止し、その罰則規定は、国民保健に及ぼす危険性の大きさを考慮して量刑が規定されているところである。

また、保健師助産師看護師などの医療関係職種の身分法は、医師、歯科医師の補助者として医療に従事する者の資格・業務について規定した法律である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するものであるが、薬剤師が医師法又は歯科医師法をはじめ他の身分法に違反する行為は、医療の担い手の一員として自らの任務を怠るものであるとともに、他の身分法を遵守せずに行った犯罪として、重い処分とする。

(3) 薬事法違反

(医薬品の無許可販売又はその共犯、医薬品の製造販売及び製造に関する管理不行届等)

薬事法は、医薬品等の品質、有効性及び安全性の確保に必要な措置等を講じることにより、保健衛生の向上を図ることを目的としている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師が薬事法に違反することは、基本的倫理を遵守せず、国民の健康を危険にさらす行為であることから、重い処分とする。

(4) 麻薬及び向精神薬取締法違反、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反
(麻薬、向精神薬、覚せい剤及び大麻の不法譲渡、不法譲受、不法所持、自己施用等)

麻薬、覚せい剤等に関する犯罪に対する司法処分は、一般的には懲役刑となる場合が多く、その量刑は、不法譲渡した場合や不法所持した麻薬等の量、施用期間の長さ等を勘案して決定され、累犯者については、更に重い処分となっている。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師が、麻薬等の薬効の知識を有し、その害の大きさを十分認識しているにも関わらず、自ら違反したということに対しては、重い処分とする。

(5) 殺人及び傷害
(殺人、殺人未遂、傷害(致死)、暴行等)

本来、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師が、殺人や傷害の罪を犯した場合には厳正な処分をすべきと考えるが、個々の事案では、その様態や原因が様々であることから、それらを考慮する必要がある。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、殺人、傷害致死といった悪質な事案は当然に重い処分とし、その他の暴行、傷害等は、薬剤師としての立場や知識を利用した事案かどうか、事犯に及んだ情状などを考慮して判断する。

(6) 業務上過失致死(致傷)

ア 交通事犯(業務上過失致死、業務上過失傷害、道路交通法違反等)

自動車等による業務上過失致死(傷害)等については、薬剤師に限らず不慮に犯し得る行為であり、また、薬剤師としての業務と直接の関連性はなく、その品位を損する程度も低いことから、基本的には戒告等の取り扱いとする。

ただし、救護義務を怠ったひき逃げ等の悪質な事案については、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師としての倫理が欠けていると判断される場合には、重めの処分とする。

イ 医療過誤・調剤過誤(業務上過失致死、業務上過失傷害等)

国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師は、その業務の性質に照し、危険防止の為に薬剤師として要求される最善の注意義務を尽くすべきものであり、その義務を怠った時は医療過誤又は調剤過誤となる。

司法処分においては、当然、薬剤師としての過失の度合い及び結果の大小を中心として処分が判断されることとなる。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、明らかな過失による医療過誤や調剤過誤、さらには繰り返し行われた過失など、薬剤師として通常求められる注意義務が欠けているという事案については、重めの処分とする。

なお、薬剤師が従事する施設、機関、組織等の管理・業務の体制、他の医療従事者における注意義務の程度、生涯学習に努めていたかなどの事項も考慮して、処分の程度を判断する。

(7) 猥せつ行為

(強制猥せつ、売春防止法違反、児童福祉法違反、青少年育成条例違反等)

国民の健康な生活を確保する任務を負うべき薬剤師は、倫理上も相応なものが求められるものであり、猥せつ行為は、薬剤師としての社会的信用を失墜させる行為であり、また、人権を軽んじ他人の身体を軽視した行為である。

行政処分の程度は、基本的には司法処分の量刑などを参考に決定するが、特に、自らの業務の機会に薬剤師としての立場を利用した猥せつ行為などは、国民の信頼を裏切る悪質な行為であり、重い処分とする。

(8) 贈収賄

(収賄罪、贈賄罪等)

贈収賄は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に薬剤師としての地位や立場を利用して事犯など悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

(9) 詐欺・窃盗

(詐欺罪、詐欺幇助、同行使等)

詐欺・窃盗は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、薬剤師としての立場を利用して、虚偽の薬剤を販売・授与するなどの方法により詐欺罪に問われるような行為は、業務に関連した犯罪であり、薬剤師の社会的信用を失墜させる悪質な行為であるため、重い処分とする。

(10) 文書偽造

(処方せんの偽造(私文書偽造)、虚偽有印公文書偽造、製造販売に係る業

務管理文書偽造等)

文書偽造は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、特に、処方せんの偽造により医薬品を横流しした場合など、薬剤師としての立場を利用した事犯等悪質と認められる事案は、重めの処分とする。

(11) 税法違反

(所得税法違反、法人税法違反、相続税法違反等)

脱税は、薬剤師としての業務に直接関わる事犯ではないが、薬剤師としての品位を損ない、信頼感を喪失せしめることから、行政処分に付することとし、行政処分の程度は、基本的には、司法処分の量刑などを参考に決定する。

なお、脱税は、一般的な倫理はもとより、医療の担い手である薬剤師としての職業倫理を欠くものと認められる。このため、処方せん調剤に基づく調剤報酬等による収入に係る脱税などの事案については、重めの処分とする。

(12) 診療報酬・調剤報酬の不正請求

(調剤報酬不正請求、保険薬剤師の取消し等)

診療報酬制度は、医療の提供の対価として受ける報酬であり、我が国の医療保険制度において重要な位置を占めており、これを適正に請求し受領することは、薬剤師に求められる職業倫理においても遵守しなければならない基本的なものである。

調剤報酬の不正請求は、非営利原則に基づいて提供されるべき医療について、薬剤師が医療の担い手としての地位を利用し、社会保険制度を欺いて私腹を肥やす行為であることから、調剤報酬の不正請求により保険薬剤師の登録の取消処分を受けた薬剤師については、当該健康保険法等に基づく行政処分とは別に薬剤師法による行政処分を行うこととする。

行政処分の程度は、基本的には不正請求額などに応じて決定するが、当該不正は薬剤師に求められる職業倫理の基本を軽視し、国民の信頼を裏切り、国民の財産を不当に取得しようというものであるため、重い処分とする。